

# 富山大学人間発達科学部附属小学校少年団 規約

## 第1章（目的・構成等）

### 第1条（名称）

本少年団は、富山大学人間発達科学部附属小学校少年団と称する。

### 第2条（目的）

本少年団は、附属小学校の教育目標に従い、課外の時間を効果的に使うことを通して、スポーツ・文化の両面から児童の心身の健全な育成を図ることを目的とする。

### 第3条（団員）

本少年団の団員は、附属小学校に在籍する3年生以上の児童で、第2条に示す活動目的及び本規約を理解し、入団を希望する者で組織する。

### 第4条（構成）

本少年団は、サッカースポーツ少年団、ブラスバンド少年団、バスケットボール少年団の3つの団をもって構成する。

本少年団に入団を希望する者は、所定の用紙（各部で保管）にその旨を記入し、それぞれの少年団に対して随時入団の手続きを行う（ただし、原則として加入できるのは1つのみとする）。なお、少年団活動を続ける意思を失ったものは、退団の届（各部で保管）を提出し退団の手続きを行う。入団届をもって入団したものは、1年間に限り有効とし、年度ごとに更新するものとする。

### 第5条（団登録）

それぞれの少年団においては、指導者や団員をまとめ、上部団体に対して団登録を行う。また、団登録に際しては、必要に応じて上部団体等が求める傷害保険（団体によっては呼称の仕方の異なる場合がある）に加入するものとする。

### 第6条（事務局）

本少年団の事務局は附属小学校内におく。

### 第7条（活動）

本少年団は、前条の目的を達成するために次の活動を行う。

- ① 練習及び試合・大会参加、発表会（詳細については各少年団ごとに別記）
- ② レクリエーション活動
- ③ 他団体との交歓活動
- ④ その他、本少年団の目的達成に必要な活動

## 第2章（組織・指導体制）

### 第8条（組織）

本少年団は国立大学法人の特殊性を考慮し、別記1に記載された学校独自の組織・指導体制（代表、相談役、総代、監事、顧問、監督、指導者、保護者会等）をもって、第2条に示す目的が達成されるように運営される。

### 第9条（代表）

「代表」には、附属小学校副校長を充てる。代表は、本少年団を代表する。

### 第10条（相談役）

「相談役」は附属小学校校長、後援会長、ふたば会長を充てる。

相談役は少年団活動の運営に関して、必要に応じて代表に対して助言を行う。

### 第11条（総代、監事）

「総代」にはふたば会長が指名するふたば会副会長を充て、監事には後援会長が指名する後援会の監事を充てる。

総代はそれぞれの部の保護者会を統括し、全体の理解を得られるように努めるとともに、顧問、監督、指導者及び保護者会との調整役として少年団活動の運営の円滑化を図る。

監事は少年団の会計及び会務を監督する。

## 第 12 条（顧問）

各団には顧問をおき、代表から委嘱された附属小学校教員がその任に当たる。

顧問は、各部の指導方針や運営について監督及び指導者並びに保護者に助言を行う。

監督、指導者、保護者会より要請のあった附属小学校の施設利用について、附属小学校との調整を行い、対外試合や遠征などの旅程についても代表と調整を行う。

## 第 13 条（監督、指導者）

各団の「監督」及び「指導者」は、各顧問や各少年団保護者会等と協議の上、代表が委嘱する。監督及び指導者は各部の団員に対して直接的な指導（技術指導・人格指導）を行う。

監督は顧問の助言の下、他の指導者及び保護者会と協議の上、第 2 条に示す少年団活動の目的達成に向けて、各団の指導方針を決め、団員を指導する。各団の運営は、保護者会の協力を得ながら、監督及び指導者が行う。

## 第 14 条（保護者会）

それぞれの団（部）には、所属する団員の保護者で構成する保護者会をおき、「〇〇団（部）保護者会」と称する。保護者会は、本規約に示す少年団の活動が円滑に運営されるよう、監督、指導者と共に各団の活動を支援する。

## 第 15 条（規約の細則）

各団における指導方針、活動の実際、活動の内容等は各団ごとに特色ある差異がみられるので、その詳細については各団で「規約の細則」を制定し、徹底を図る。ただし、細則はこの規約の下位規定と位置付け、本規約に抵触してはならない。

各団の保護者会の代表は、この規約の細則を少年団総代及び代表に提出し、承認を得るものとする。

## 第 16 条

第 4 条で示す各団の特色を生かすため、あるいは他校区等の少年団との呼称の統一のため、監督や指導者等の呼称及び役割については、代表と協議の上、各団毎に変更してもよい。

# 第 3 章（保護者会）

## 第 17 条（構成）

第 14 条に記す保護者会は団員の保護者（「保護者会員」と呼ぶ）及びふたば会有志で構成する。

## 第 18 条（活動）

保護者会は次の活動を行う。

- ① 本規約に示す目的並びに活動が円滑に遂行されるよう顧問、監督、指導者に協力する。
- ② 監督、指導者が部の指導に十分かかわることができるように、第 15 条に示す規約の細則の整備、作成に協力し、団員が規約及び細則を順守するよう監督する。
- ③ 団の運営に協力するとともに、必要に応じて監督及び指導者の補助を行う。

## 第 19 条（役員）

保護者会には次の役員をおく。役員を選出については、団員の保護者の互選による。

会長	1 名	会計監査	1 名
副会長	若干名	書記	1 名
会計	1 名	学年代表	若干名

## 第 20 条（役員の仕事）

- ① 保護者会会長は保護者会を代表し、本少年団代表及び顧問、監督の要請を受けて第 18 条の活動が円滑に進むよう保護者会を運営する。
- ② 保護者会副会長は、会長を補佐し、会長が職務を遂行できないときはその職務を代行する。
- ③ 保護者会書記は、各部の活動詳細及び決定事項を記録する。
- ④ 保護者会会計は各団の会計を担当する。
- ⑤ 保護者会学年代表は、それぞれの学年の保護者会会員を代表し、学年の意見を保護者会へ反映させるとともに、各学年間の共通理解に努める。
- ⑥ 保護者会会計監査は、会計の監査を行う。

#### 第 21 条（各団役員会）

- ① 各団役員会は各団の保護者役員で構成する。
- ② 各団役員会は保護者会会長が招集する。
- ③ 各団役員会は次の事項を協議する。
  - ・ 会務・会計の執行状況
  - ・ 日程立案
  - ・ 連絡事項
  - ・ 規約の細則の立案

#### 第 22 条（任期）

保護者会役員の任期は各部の細則に定められた 1 年とする。ただし、再任を妨げない。また、役員に欠損が生じた場合はそれを補充する。ただし、その任期は前任者の残任期間とする。

### 第 4 章（会議）

#### 第 23 条（種別）

本少年団で行う会議は次による。

- ① 少年団運営会議・・・必要に応じ随時開催する。
- ② 各団総会・・・毎年 1 回開催する。
- ③ 各団定例会・・・必要に応じて随時開催する。

#### 第 24 条（少年団運営会議）

監督、指導者等をもって構成する。

- ① 運営会議は総代と協議の上、代表が招集する。
- ② 運営会議は次の事項を協議する。
  - ・ 少年団活動のあり方及び各団の指導理念と活動方針等
  - ・ 各団の会務・会計の執行状況
  - ・ 活動内容の調整、日程の調整及び承認
  - ・ 規約の改正及び細則の承認
  - ・ その他、本規約に定めのない事項の取扱
- ③ 運営会議には必要に応じ、相談役の出席を求めることができる。

#### 第 25 条（各団総会）

- ① 総会は各団ごとに依り、相談役の出席を求めることができる。
- ② 総会は各保護者会会長が招集する。
- ③ 総会は次の事項を協議する。
  - ・ 活動の基本方針
  - ・ 活動計画の決定、活動報告の承認
  - ・ 予算案の決定、会計報告の承認
  - ・ 各団保護者会役員の承認
- ④ 総会には必要に応じ、少年団代表及び総代の出席を求めることができる。

#### 第 26 条（各団定例会）

- ① 定例会は各団ごとに開催し、各団の保護者、顧問、監督、指導者をもって構成する。
- ② 定例会は顧問と協議の上、各保護者会会長が招集する。
- ③ 定例会は次の事項を協議する。
  - ・ 各部運営方針について
  - ・ 会務・会計の執行状況
  - ・ 日程説明
  - ・ 連絡事項
  - ・ 規約の細則の検討

## 第5章（会務・会計）

### 第27条

各少年団の収入は、団員の納める会費（部費）、後援会からの助成金、寄付金、その他の収入をもってあてる。

各団会計の執行については部費会計収支と各種助成金収支と分離し、執行内容が明確になるように配慮するとともに、後援会の会計年度にあわせて、監事の監査を受けるものとする。

### 第28条（使途）

県外で行われる試合・大会に参加するためにかかる費用は特別の場合を除き、参加者が負担するものとする。

ただし、指導者等にかかる経費については部費等によって補助する。

### 第29条（会計年度）

各団の会務・会計年度は、各団の細則で定める。

### 第30条（会務・会計報告）

各団の会務・会計の執行詳細については、当該年度を終える際、代表、総代、監事に書面で報告するものとする。

## 第6章（その他）

### 第31条（改正）

本規約の改正が必要となった場合は、少年団代表が相談役と協議の上、少年団運営会議の承認を得て行うものとする。

### 第32条（その他）

本規約に定めのない事項が生じた場合は、運営会議において協議し、少年団活動の主旨を尊重し対応するものとする。

## 付 則

### 1 規約の施行・改正

施行 平成8年11月1日より施行する。

改正 平成13年4月25日改正、同日施行

改正 平成18年4月25日改正、同日施行

改正 平成28年4月 8日改正、同日施行

# 附属小学校少年団組織図

平成 28 年 4 月 8 日

